様式第５を次のように改める。

様式第５

通　知　書

還付金額

還付年月日

債権額

許可割賦販売業者（法第35条の３の61の許可を受けた者）の名称及び住所

供託所名

上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。

年　月　日

配当表上の番号

住　所

債権者

経済産業局長　殿

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があつたため、あなたの営業保証金に　　円、前受金保全措置を講ずべき額に　　円の不足を生じたから、速やかに、上記不足額について、営業保証金を供託し、又は前受金保全措置を講じて下さい。

年　月　日

経済産業局長　　印

住所

何　某　殿

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。